

## 総務企画局危機管理推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 総務企画局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、総務企画局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

### (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務企画局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、局の危機管理を総括する部長をもって充てる。
- 4 委員等は別表に掲げるものをもって充てる。

### (職務等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、総務企画局総務部庶務課において行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	補職名
委員長	総務企画局長
副委員長	総務部長
委 員	秘書部長
	シティプロモーション推進室長
	都市政策部長
	東京事務所長
	公共施設総合調整室長
	コンプライアンス推進・行政情報管理部長
	デジタル化施策推進室長
	人事部長
	行政改革マネジメント推進室長
	総務部庶務課長